

○宮崎大学教育学部カリキュラム委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 教員としての資質能力の育成を目的とするカリキュラムの企画、円滑な運営、各授業科目の内容・方法の充実、改善及び各科目間の調整等を図るため、宮崎大学教育学部カリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) カリキュラムの企画・運営・評価に関する事項
- (2) 各授業科目の内容・方法の充実及び改善に関する事項
- (3) 各授業科目間の調整に関する事項
- (4) その他教員としての資質能力の育成に必要な教育に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長及び副委員長
- (2) 各教育担当組織（国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育、学校教育、教育臨床心理（心理）、教育臨床心理（特別支援））から選出された教員各 1 人
- (3) 生活科運営委員会委員 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、教授会において教授の中から選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、教務委員会のカリキュラム担当委員をこれに充てる。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第 3 条第 2 号、第 3 号の委員に事故あるときは、代理の者が出席できるものとする。

(分科会の設置)

第 7 条 委員会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、委員会の諮問事項に対して答申を行う。
- 3 分科会に必要な事項は別に定める。

(意見の聴取)

第 8 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の答申に基づき教授会が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。